

会議録

会議の名称	平成27年度 第2回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成27年10月15日(木) 19:10~20:23
開催場所	西東京市役所 田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>【委員】須加委員(会長)、熊田委員(副会長)、石田委員、古家委員、浅野委員、向山委員、阿委員 (欠席者) 清水委員、海老澤委員、綿委員</p> <p>【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、障害福祉課手当助成係長、生活福祉課調整係長、同係主査、同係主事</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選任 2 副会長の選任 3 諮問「難病者福祉手当のあり方について」 4 審議会の運営について 5 諮問事項についての審議 6 その他
会議資料の名称	<p>資料1 西東京市保健福祉審議会委員名簿</p> <p>資料2 西東京市保健福祉審議会条例</p> <p>資料3 平成27年度第1回西東京市保健福祉審議会 会議録(案)</p> <p>資料4 西東京市難病者福祉手当条例</p> <p>資料5 西東京市の心身障害者に関する手当一覧(H27.4.1現在)</p> <p>資料6 西東京市における難病者福祉手当の状況</p> <p>資料7 難病者福祉手当(各市の状況)</p> <p>資料8 難病の新たな自己負担について</p> <p>資料9 障害者総合支援法周知用リーフレット</p> <p>資料10 西東京市第4次行財政改革大綱 アクションプラン 抜粋</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局 平成27年度第2回西東京市保健福祉審議会を開始する。会長の選任までの間、事務局で進行を行う。</p> <p><委嘱式></p> <p>○事務局 — 委嘱状の交付(市長から順次手交) —</p> <p><職員の紹介></p> <p>○事務局 — 事務局職員の紹介 — — 委員の自己紹介 —</p>	

<会長選任>

○事務局

議題1の「会長の選任」に入る。保健福祉審議会条例第5条で、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とある。会長の選任について、意見があるか。

○事務局

特に意見がなければ事務局としては、前期会長を務めていただいた須加委員に会長をお願いしたい。

— 異議なしの声 —

○事務局

須加委員よろしいか。

— 須加委員了解 —

— 会長席に移動・挨拶 —

○事務局

会長が決まったので、この後の進行は、須加会長をお願いしたい。

<副会長の選任>

○会長

それでは、審議会の進行を引き継がせていただく。引き続き、議題2「副会長の選任」に移る。どなたか、意見があるか。特に意見はないようだが、事務局案はあるか。

○事務局

事務局としては、前期副会長を務めていただいた熊田委員にお願いできればと考えている。

○会長

只今の事務局案についていかがか。

— 異議なしの声 —

○会長

それでは、副会長は、熊田委員とする。

— 熊田委員了解 —

— 副会長席に移動・挨拶 —

<諮問書の交付>

○会長

それでは、議題3「諮問『難病者福祉手当のあり方について』」に移る。事務局から説明をお願いします。

○事務局

保健福祉審議会は、市長の諮問を受けて、保健福祉施策の基本的事項などに関し、調査及び審議を行い、答申することとされている。今回、本審議会で審議いただきたい案件を市長から諮問させていただく。

— 市長から諮問書の手交 —

○会長

確かにお受けした。諮問いただいた事項は、慎重に審議し、しかるべき結論を出せるよう努力する。

○事務局

諮問書の写しは、手元に配布してある。確認いただきたい。

なお、市長は、所要のため、ここで退席させていただく。

— 市長退席 —

<審議会の運営>

○会長

それでは、次第に従い、議題4「審議会の運営について」に移る。事務局から説明を
求める。

○事務局

— 配布資料の確認 —

— 保健福祉審議会条例の確認 —

— 席次の確認（委員の氏名の50音順に時計周りで着席） —

— 会議の公開及び傍聴人数の確認（条例に基づき公開とし、傍聴人を5人程度とす
る。） —

— 会議録についての確認（発言者（氏名を入れず「委員」と表記）の発言内容ごと
の要点記録） —

○会長

席次、会議の公開、傍聴人、会議録についてご意見はあるか。ないようなので事務局
の説明通りこれまでと同様とする。

○事務局

資料3、前回の会議の会議録の確認をお願いしたい。

○会長

この場で内容を確認いただきたい。気づいた点があれば発言願いたい。

○委員

出席者欄の氏の漢字が違う。

○会長

事務局に修正をお願いする。他にはないか。委員の氏修正以外はないようなので、内
容はこれで確認とする。

<諮問事項についての審議>

○会長

それでは、諮問事項について、審議する。事務局から審議内容について説明を求める。

○事務局

今回の諮問について、所管は健康福祉部障害福祉課となるので、こちらから説明をす
る。

○事務局

— 諮問についての補足説明（難病者支援対策の背景、諮問の対象となる難病者福祉
手当） —

○事務局

— 難病者福祉手当制度等の概要説明（難病者福祉手当条例、心身障害者に関する各
種手当、難病者福祉手当受給者数等の状況、他市の状況、難病医療費制度、障害者総

合支援法における難病患者への支援、行財政改革・行政評価による手当の適正化検討の経緯、答申時期について) —

○会長

今の説明に関して質問・意見があるか。

○委員

難病医療費制度は程度により助成が決まっていると思うが、難病者福祉手当は一律なのか。また、申請しないと手当はもらえないのか。

○事務局

手当の助成対象者はマル都医療券を持っている人が対象であり、重症・軽症は問わず、一律である。手当の申請については医療費助成申請時に窓口で案内している。

○委員

難病の程度に係わらず手当は全員がもらえる。申請はしなくても自動的にチェックされ、漏れがないということによいか。

○事務局

申請行為は発生するが、医療費助成申請時に案内しているので、基本的には漏れはないと考えている。

○委員

難病は都制度でもあるので補足すると、国は疾病を拡大し、この9月に難病の在宅療養に関する骨格的な指針が出ている。都は医師会にお願いしている訪問診療事業を始めとして医療機器の貸与など他のサービスのはざまを埋める事業を展開している。国の方針、疾病拡大に伴って、広域の相談支援センターのあり方、従来の都制度による様々な在宅療養の仕組みを、地域包括ケアの時代でもあるので、今後どんな展開をしていくのかということ部会が立ち上がったところである。年度内に患者さんの支援方針、指針を改定していく動きがある。障害制度の兼ね合いや難病制度創設時とはかなり状況が違ってきているのでそこを踏まえた対応策となってくる。その中に東京都の難病患者団体の方が協議会に入っているが、西東京市には難病患者団体があるか。あればその団体から手当の関係で過去に要望などがあつたか。

○事務局

市内の団体で把握しているのは、パーキンソン病友の会のみ。そのほかの難病患者の方達の自主的な団体などについてはあるかないかも含めて把握していない。西東京市は標準的な制度になっており、医療費助成対象者にはもれなく手当を支給しているので、過去に難病団体からの要望があつたとは承知していない。

○会長

他にないか。実質の審議は次回からということなので、次回までに揃えてほしい資料という点でもご意見があれば。

○副会長

他市でも併給制限や所得制限を行っていくことで支出の適正化を図っていこうということで検討しているところが多いと思うが、仮に併給制限を行った場合に、手当が受給できなくなる方が出てくると思うが、どういった難病の方が併給制限の中で従来受けられていたものが受けられなくなるといった資料があるとよい。また、病気の状況によつ

てそれぞれ所得が変わってくると思うが、所得制限がどうかかるとどのくらいの人が受給できるのかのシミュレーションがあるとよい。このくらいの所得の制限にするとこのくらいの人を受けられるので、財政的にはこのくらいの負担になるといったことがわかる資料があるとよい。

○事務局

併給制限については、他の手当ということで他市の状況からみると心身障害者福祉手当が該当になってくるかと考えている。仮に心身障害者福祉手当を受給されている方で現在難病医療の助成を受けている人、といった形でのシミュレーションは可能。難病の種類によっての制限については事務局としては他市にも例がなく考えていない。この辺は大きな方向性としてご審議いただきたい。また所得制限についても他市の事例をみると特別障害者手当の本人所得等々となっているので、そういったところで現在の受給の状況、受給者の中で所得が一定程度ある方はどのくらいになるかといったシミュレーションは可能なので資料としてお示しする。

○委員

所得制限をとという話だが、この手当の目的は治癒が困難な疾病にかかっている者に対して難病者福祉手当を支給することにより福祉の増進を図る、ということになっている。そうすると、所得がある方には福祉の増進を図らなくていいだろうという風になってしまうか。制限を加えるということは、どういった根拠に基づいて制限を加えているのか、この目的に沿っているのかということを検証していかないとこの条例と違ってくようになってしまうのではと個人的には若干感じる。

○会長

所得に係わらず一律にやるのが本来の趣旨ではないかということか。

○委員

この文言からいえば、所得に関しては謳っておらず、障害者に対しての市としての福祉の増進を図るということで、お金があるから福祉の増進を図らなくていいのかということになりかねないのではと思う。

○会長

意見として次回以降審議していく。

○委員

他市の所得制限は、働いていて所得がある人、働けなくても所得がある人、いろんなケースがあると思うが、一律に計算しているのか。

○事務局

本人が働いている、働いていないという区別はしていないと理解している。多くは特別障害者手当と同額ということなので、特別障害者手当の所得の考え方でいくと、申告所得によるものなので、給料、事業、不動産収入など所得の種類は様々あるが区別はしていないので、各市ともおそらく所得の種類による切り分けはしていないと思われる。したがって、本人が働いている・いないの区別はなく、所得のある・なしによる。

○委員

難病の程度で働ける・働けないが出てくる。働けない人でも収入があるからといって外していいのかというのは1つの議論である。そういう点を他市が考慮に入れたかどうか

かがわかれば。

○事務局

恒常的な収入であれば反映させるとか退職金のような一時的な収入は算定しないとか方法はいくつかあると思うので審議の中でご意見いただければ。他市の事例についてはもう少し詳細に確認する。

○委員

本市と他市で手当額が違うのはなぜか。どういう理由なのか。今年度人数が増えるという予想だが、これは説明にあった対象疾病の拡大によるものだろうと思うが、将来的にはどのくらい、たとえば28年度、29年度の概算が出るなら教えてほしい。

○事務局

各市とも市の単独事業で実施しているので、財政状況といったところで差異が出てると考えられる。心身障害者手当の半額程度といった金額設定がされているケースもあるかと思う。今般見直しが図られた中で、調布市は5,000円から5,500円に上げている。制限をするものの金額は26市の平均に近づける（26市の平均がだいたい6,200円）といった、金額を下げるだけでなく上げるといった見直しもある。国の指針があるわけではないので各市それぞれの事情である。23区になると金額が急に上がっていたりするのでおそらく財政状況が一番の差異と考えられる。

平成27年度の医療費助成対象者の見込み数は、国が制度導入にあたって試算したものを当市に置き換えて算定したものである。国から今後の資料が示されていないので現段階では来年度以降のシミュレーションは難しい。ただ、今年1月から1次指定、7月から2次指定が行われ、合計306疾病が該当になっているが、3次指定に向けてこの秋から情報収集を始めるという話なので、今後対象疾病が増えれば国からの試算が出るのではと思われる。

○委員

今回新規疾病もあり、都全体としては更新の制度周知をかなり丁寧にしたつもりだが出足が遅れている状態。まだ都として分析もしていない段階ではあるが、直近の申請患者数と疾病の一覧があった方がイメージしやすいかと思う。

○事務局

申請数と申請疾患名の一覧は資料としてお出しする。

○委員

町田市とあきる野市が廃止した理由は何か。

○事務局

町田市についてはかなり前のことなので直接聞いていない。あきる野市については今回の対象拡大に合わせて、見舞金の財源を難病者を総合支援できるような相談支援体制の充実などに充てるという方向に振り替えた。難病者を取り巻く環境が制度発足時と大きく変わってきたこともあり、あきる野市としては見舞金の役割は終わったという判断で財源を振り分けたと聞いている。

○委員

町田市はわからないのか。

○事務局

次回までに確認する。

○会長

他にないか。事務局は今まで要求された資料の確認を。

○事務局

所得・併給制限のシミュレーション、難病医療申請数と申請疾患一覧、町田市の手当廃止理由、他市の所得制限時の所得（働けない人に対する）の考え方、以上。

○会長

委員の方で要求した資料が入っていないということはないか。他にはないか。

○委員

全国レベルでも同様か。特別に東京都がやっているのか、全国的に一律なのか。埼玉県とかわかれば。

○事務局

今は資料がないので確認する。

○委員

事務局で資料を作成するということだが、都で難病の施策全体がわかる資料があったかと思う。就労支援やサービスの部分の方向性も含めた難病の方の施策の再構築が前提にあるので、資料があればそこも含めて手当も検討できると思う。

○会長

難病施策の全体像がわかるような資料については、事務局は委員と相談して準備するように。他にあるか。

○委員

近隣の23区に関する資料はあるか。杉並区とか練馬区とか、特別区の方が手当額が高かったように思う。

○事務局

区の状況は次回までに用意する。

○委員

小平市は手当額が2段階になっている。これはどういう振り分けなのか。

○事務局

所得の金額による。

○会長

他にないか。なければこれで終了する。事務局から何かあるか。

○事務局

次の会議は11月19日保谷庁舎で開催の予定である。その後会議の開催の必要がある場合は12月10日を予定している。別途通知する。

○会長

これで本日の会議は閉会する。